

平成27年2月12日

〒464-0074

名古屋市千種区仲田2-15-8 NTビル11階
株式会社シッククリエーション 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク財団
理事長 杉浦市
(連絡先) 〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-18-22 三博ビル5F
事務局長 外山孝
TEL : 052-265-9258 FAX : 052-265-9

回 答 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、貴社の運営するユメノベースボールクラブ（以下、単に「クラブ」といいます）において使用している「ユメノベースクラブ約定書」（以下、単に「約定書」といいます。）の第6項③に関する平成27年1月7日付差止請求書に対し、早々にご回答いただき、ありがとうございました。

差止請求書の内容につきましては、貴社から従前提示された例外規定は転勤、病気等のやむを得ない事情がある場合に限り当月の退会扱いとするものであって、依然として翌月退会扱いを原則とする点において本質的な部分は従前の扱いと変わらないものと判断したことによりますが、この点のご説明が十分ではなかったことについてお詫び申し上げます。

さて、平成27年1月9日付貴社回答書にて、第6項③につき、「ただし、やむを得ない事情（転勤、病気等）により退会を申し出た月の翌月の練習等に参加できないとき又はやむを得ない事情がなくても退会を申し出た月の翌月の練習等への参加を希望しないときは、退会の申し出をした月の末日をもって退会とする。」とのただし書きを設けることも考えている、とのご回答をいただきました。

この点、今般の改訂内容であれば、実質的には当団体の申入れの趣旨に沿う内容となるものと思料いたします。

ただ、退会の申し出をした会員が翌月の練習等への参加を希望することは一般的ではなく、例外的に翌月の練習等に参加した上での退会を希望する場合は、その旨の申出となり、貴社としてこれを拒む理由もありませんので、当然に翌月まで所属することになるものと考えられます。

したがって、今般、貴社から提案のあった改訂内容であれば、次のとおり、原則として退会申出のあった月の末をもって退会とし、例外的に翌月の練習等への参加を希望する場合は、翌月末の退会とする、とした方が、会員・貴社の双方にとってシンプルで理解しやすい規定となるのではないかと考えます。

(現行第6項③) 会員は、担当指導者又は当ベースボールクラブ事務局に退会の申し出をした月の翌月末日をもって、退会することができることとする。(申し出をされた月の翌月いっぱいまでの所属となる。)

(改訂案) 会員は、担当指導者又は当ベースボールクラブ事務局に退会の申し出をした月の末日をもって、退会することができることとする。(申し出をされた月いっぱいまでの所属となる。)ただし、翌月の練習等に参加した上での退会を希望する場合には、翌月末日をもって退会とする。

つきましては、貴社からの回答を踏まえた上記改訂案とすることにつき、改めてご検討の上、平成27年2月末日までにご回答ください。

なお、改訂される場合は、改訂時期を明らかにするとともに、改訂後の「ユメノベースクラブ約定書」をご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具